

管理バンク

ライフサポート

24時間
365日

生活における様々なトラブルを
サポートします!



駆けつけサービス

現場急行サービス



水まわり

「トイレが詰まった」「キッチンから水漏れしている」など、水回りに起こるトラブルに対応いたします。



鍵回りのサポート

鍵をなくして入れないなど、万が一の際の鍵の解錠へ駆けつけ対応いたします。



ガラスのサポート

借戸室内で室外に面している窓ガラスが破損してしまった場合に、現場へ駆けつけガラス養生などの応急対応をいたします。



電気のサポート

「エアコンから水漏れしている」「ブレーカーが落ちた」など、借戸室内の電気設備に関するトラブルに対応いたします。



管球交換

ご高齢の方や、お身体の問題でご自身での管球交換が難しい場合に、作業員が伺い交換対応をいたします。

※新しい管球は入居者様ご自身でご用意いただく必要があります。



電話対応

ガスのサポート

「ガスコンロが点火しない」「ガスくさい」など、何かと不安なガスのトラブルについて、お電話での問い合わせ受付をいたします。

※ガスは駆けつけ対応は行わず、電話での応答のみとなります。



建具のサポート

居室内(専有部)の内部建具(室内ドア、戸)や、窓建具の不具合に対して現場対応等の応急処置を行います。

その他補償



盗難被害時転居費用サポート

空き巣被害に遭われた方で、被害後3カ月以内にお引越しをされる方には、見舞金として10万円サポートいたします。



鍵紛失時宿泊補助

鍵を紛失し、駆けつけ対応でも解錠できなかった場合は、当日のホテル宿泊費・ホテルまでの交通費を1万円まで補償いたします。

トラブルが起きたらまずチェック!



洗濯機からの水漏れ

洗濯機のホースと排水口の接続部分が緩んでそこから水漏れが起きている可能性があります。



浴室・洗面の排水ができない

排水口(トラップ)などを確認してみてください。髪の毛などが詰まっている可能性があります。



エアコンが効かない

室外機の吹き出し口がふさがれていたり、フィルターが汚れているとエアコンの効きが悪くなる事があります。



ガスコンロが点かない

点火用の電池が切れている可能性があります。「カチカチ」と音が鳴るのに火がつかない場合は、新しい電池を入れてください。

対応言語(21ヶ国語)



アメリカ



中国



韓国



タイ



ベトナム



インドネシア



フィリピン



ネパール



ポルトガル



スペイン



フランス



ドイツ



イタリア



ロシア



マレーシア



ミャンマー



カンボジア



モンゴル



スリランカ



インド



バングラデシュ



駆けつけサービス専用ダイヤル

[受付時間] 24時間・年中無休



0120-324-0388

家財の補償

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂・爆発
- ④ 風災・雹災・雪災
- ⑤ 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突
- ⑥ 給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ
- ⑦ 騒擾、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為
- ⑧ 盗難
※通貨・預貯金証書等の盗難については補償の対象となりません。詳細は次ページをご覧ください。
- ⑨ 水災
- ⑩ ①～⑨以外の偶然な事故(破損等)

上記の事故によって借用住宅内の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自己負担額5万円があります。

家財の補償
50万円

賠償・修理費用補償

賃貸物件賠償責任

(お支払い事故例)

洗濯機の水があふれて階下の入居者の家財を水浸しにした。



借家人賠償責任

(お支払い事故例)

火災を起こし、大家さんへ賠償しなければならなくなった。



1事故それぞれ
1,000万円限度
(自己負担額なし)

費用保険金

修理費用保険金

(1事故につき100万円限度)

偶然な事故で、借用住宅が損害を受け、その損害を賃貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修理した場合にお支払いします。
ご注意:借用住宅の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷等は保険金のお支払いの対象となりません。(賃貸借契約に基づく原状回復費用を補償するものではありません。)

残存物取片づけ費用保険金

(損害保険金の10%限度)

家財の補償①～⑩(通貨・預貯金証書等の盗難を除きます。)の事故によって、残存物の片づけや清掃に要した費用をお支払いします。

失火見舞費用保険金

(1被災世帯20万円×被災世帯数、1事故につき保険金額の20%限度)

①、③の事故で第三者の所有物に損害を与えた場合の見舞金等の費用をお支払いします。(煙損害、臭気付着損害のみは除きます。)

管理バンクライフサポート 付帯保険(動産総合保険 家財一式補償特約・賠償責任特約)の概要

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
家財の損害保険金	①火災	●実際の損害額(再調達価額ベース) 保険金額(保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額とします。)を限度再調達価額...同等の物を新たに購入するのに必要な金額 ※5万円の自己負担額があります。 ※保険の対象が貴金属、宝玉石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品の場合、市場流通価額基準によります。 ・損害による価値の低下は、損害の額に含めません。 ・1個または1組の損害額が市場流通価額基準で30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。
	②落雷	
	③破裂・爆発	
	④台風・竜巻・暴風等の風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹(ひょう)災、雪災(融雪洪水、除雪作業による事故等を除きます。) ※吹込みによる損害は、住宅の外側の部分(外壁、屋根、開口部等)が風災・雹(ひょう)災・雪災によって破損し、その破損部分から住宅の内部に吹き込んだために生じた損害に限ります。	
	⑤住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊、接触等	
	⑥給排水設備の事故、他の戸室で生じた事故による漏水などの水濡れ	
	⑦騒擾(じょう)等の集団行為、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為	
	⑧盗難(盗難による損傷、汚損を含みます。) ※保険の対象が屋外にある間に生じた盗難は除きます。 ※通貨・小切手・切手・電子マネー・印紙・乗車券等・預貯金証書・キャッシュカード・デビットカードが盗難された場合、お支払いの対象となりません。	
	⑨水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等) ※次のいずれかに該当する場合に限ります。 ・損害額が、保険の対象の再調達価額の30%以上の場合 ・保険の対象を収容する住宅が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合	
	⑩(①～⑨以外の)その他の偶然な事故(破損等)	
費用保険金	○残存物取片づけ費用 ①から⑩の事故で損害保険金が出される場合	●事故によって生じた残存物取片づけ費用の実費。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度
	○失火見舞費用 借用住宅から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に損害が生じ、それにより見舞金等の費用が生じた場合	●被災世帯数に20万円を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額の20%に相当する額を限度
	○修理費用 偶然な事故で借用住宅が損害を受け、その損害を賃貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修理した場合	●借用住宅の修理費用の実費。ただし、1回の事故につき100万円を限度
賠償損害保険金	○損害防止費用 損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	●消火活動に使用した消火薬剤等の再取得費用、消火活動により損傷した物の修理・再取得費用または消火活動による緊急人件費や機材にかかわる費用の実費
	○賃貸物件賠償責任 次のいずれかの事由によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ・借用住宅の使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合 ・借用住宅の共用部等(共用ドア、エレベーター等)を誤って壊してしまった場合	●損害賠償金:被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費、入院費、慰謝料、休業補償、修理費等の合計額 ●損害防止費用:被保険者が損害の発生または拡大の防止のために必要な措置を講じる際に支出した必要または有益と認められる費用 ●権利金費用:被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合で、その権利の保全または行使について必要な手続きをとるために要した費用 ●緊急措置費用:被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用 ※上記の●は、これらの合計額について保険金額が支払限度額となります。 ◎協力費用:被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用 ◎争訟費用:損害賠償の解決について被保険者が引受保険会社からの書面による承諾を得て支出した訴訟・仲裁・調停等に要した費用 ※上記の◎は、これらの合計額を保険金額とは別枠でお支払いします。

※被保険者の故意、戦争、内乱、暴動、地震・噴火・津波等によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

管理バンクライフサポートには以下の補償がセットされています

補償項目	保険金額・支払限度額
家財の損害(上記①～⑨)	50万円
家財の損害(上記⑩)	10万円
賠償責任 賃貸物件賠償責任・借家人賠償責任(入居者死亡以外)	1,000万円

※この保険を不要とお申出いただいた場合でも、月額利用料は変わりません。

補償の重複について

被保険者またはそのご家族の方がご契約された他の保険契約等で、修理費用、または賃貸物件賠償責任、借家人賠償責任の各補償と同種の補償をお付けになっている場合、支払保険金の限度額は、各保険契約等で補償する保険金額・支払限度額を合算した金額となります。

(ご注意)

- この保険は、株式会社じいるサポート24が保険契約者、SBI損害保険株式会社が引受保険会社となり、株式会社じいるサポート24が提供する管理バンクライフサポートの加入者を被保険者として、その被保険者の家財を保険の対象として無料でセットします。もし、この保険が不要場合は、取扱代理店までお申し出ください。
- 次の場合にはご連絡ください。
 1. ご利用になる戸室内に持ちこむ家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約を締結した場合には、必ず取扱代理店にご連絡ください。
 2. 本制度で補償される損害が生じた場合は、ただちに取扱代理店にご通知のうえ、その後の処理についてご相談ください。
※事故が発生した場合には、損害の発生および拡大の防止に努めてください。
※保険金の請求権には時効(3年)がありますので、ご注意ください。
 3. この保険には示談代行サービスは付いておりません。賠償事故の場合で損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に取扱代理店を通じ、引受保険会社に連絡してください。引受保険会社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

事故や補償に関するお問い合わせ先

(取扱代理店)



株式会社 FREE PEACE

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-24-1 西新宿三井ビルディング15階
TEL:03-6258-1128 平日10:00～18:00 ※土日祝日、年末年始は除く

(保険契約者) 株式会社じいるサポート24

(引受保険会社) SBI損害保険株式会社

〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1

☎ 保険事故受付

[受付時間] 24時間・年中無休

SBI損害保険株式会社

0120-570-527

家財の損害

保険金をお支払いする主な例

火災で家財が焼失してしまった！
火災による家財の損害を補償します。



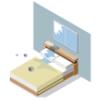
隣室からの火事による延焼で、家財が焼失してしまった！
類焼による家財の損害を補償します。



上階からの漏水でテレビが故障してしまった！
給排水設備や他の部屋で生じた事故で発生した水漏れによる家財の損害を補償します。



台風で物が飛んできてガラスが割れ、雨が吹き込み家財に損害が生じた！
風災による家財の損害を補償します。



盗難によって自宅にあったカバンが盗まれてしまった！
空き巣などによる盗難被害に遭われた場合は、対象家財の損害を補償します。



保険金をお支払いできない主な例

地震によりテレビが倒れ、破損してしまった。
地震による損害は補償の対象外となります。



隣室からの火事による類焼で、駐車場の自動車に損害が発生してしまった。
自動車は家財保険の対象には含まれない為、補償の対象外となります。



雨漏りでテレビが故障してしまった。
雨漏りによる家財の損害は補償の対象外となります。

窓を閉め忘れたことで雨が吹き込み家財に損害が生じた。
風災等でなく、単なる吹き込みを原因とする場合は補償の対象外となります。

屋外に持ち出した家財を紛失してしまった。

費用保険金等

保険金をお支払いする主な例

子供が遊んでいる時、誤って部屋のガラスを割ってしまい、修理費用を負担した。



熱割れや寒暖差による自然現象で窓ガラスが破損してしまい、修理費用を負担した。



誤って洗面台を破損してしまい、修理費用を負担した。



誤って浴槽を破損してしまい、修理費用を負担した。



保険金をお支払いできない主な例

老朽化により給湯器が故障してしまった。
老朽化による設備の故障や汚れなどは補償の対象外となります。



結露が原因で、借戸室にカビが発生した。
カビによる損害は補償の対象外となります。



外出先で鍵を紛失し、ドアロックを交換した。



地震によりドライヤーが落ち、洗面台が破損してしまった。
地震による損害は補償の対象外となります。



原因不明の水漏れが発生した為、原因調査を業者に依頼した。
原因調査費用は補償の対象外となります。



入居者の法律上の賠償責任

保険金をお支払いする主な例

大家さんに対する賠償責任

火災を起こして、借戸室を焼失させてしまった。



洗濯ホースが外れ、漏水したことで借戸室の床に損害を与えてしまった。



ガス爆発を起こし、借戸室に損害を与えてしまった。



第三者に対する賠償責任

洗濯ホースが外れ、階下の天井、家財に損害を与えてしまった。



ベランダから物を落としてしまい、歩いていた人に怪我をさせてしまった。



大家さんに対する賠償責任 (お部屋内での偶然の事故)

借戸室で転倒し、ドアを破損させてしまった。



室内に物を搬入している時、誤って壁に穴をあけてしまった。



誤って家具を落として床に穴をあけてしまった。



子供が物を投げて、ドアに穴をあけてしまった。



保険金をお支払いできない主な例

排水管の老朽化が原因で階下に漏水してしまった。
老朽化による漏水は建物所有者の責任となります。



自動車を運転中、他人に怪我をさせてしまった。
自動車事故による賠償は補償の対象外となります。



勤務中に誤って事務所内のガラスを破損させてしまった。
職務中の事故は補償の対象外となります。

借戸室の通常利用により、不可避免的に発生する損害

- ・大きな家具を置いていた場所にへこみ跡が残った。
- ・喫煙により、壁紙が黄色く変色した。

借戸室の自然劣化や消耗によって生じた損害

- ・日焼けにより畳が変色してしまった。
- ・部屋の壁紙が経年により、はがれてきた。
- ・老朽化により、給湯器が故障してしまった。
- ・結露が生じたため、床や壁にカビが生えた。

借戸室の機能に直接関係のない被害

- ・室内の様様替え中、壁紙に傷をつけてしまった。
- ・ペットが壁を引っ掻き、傷をつけてしまった。

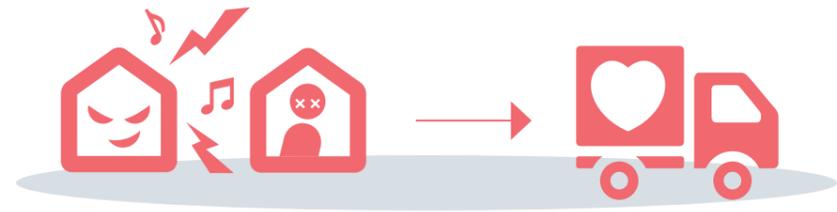
偶発的な事故によるものではない損害

- ・壁に釘穴をあけた。



近隣トラブル解決支援

全員元警察官で構成された専門の相談員が、警察では介入しづらい事件未満の近隣トラブルを解決支援します。



近隣トラブル解決支援サービス mamorocca 会員規約

第1章 総則

第1条(準用)

総則の規定については、「管理バンクライフサポート」の会員規約のうち、第1条から第9条を準用する。準用に際しては、条項中の「株式会社管理バンク」を「株式会社ヴァンガードスミス」に読み替え、「当社」とは「株式会社ヴァンガードスミス」を指すものとする。

第2条(管轄裁判所)

この会員規約に關し訴訟の必要性が生じた場合は、訴訟額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 近隣トラブル解決支援

第4条(目的)

本サービスに係る加入者(以下「会員」という)を対象として、会員が被害の第三者によるつきまとい被害、その他会員が管理及び居住する家屋等への不法侵入、SNS利用等に伴うトラブル、近隣の住民や事業者などのトラブルに關して、その初期対応のアドバイスや解決のために必要な手続きの案内のほか、行政機関、専門家や専門相談窓口の紹介など、会員に対し情報を提供し、会員のトラブル解決のサポートをするものとする。

第5条(専門相談員)

本サービスは、以前に警察官の職にあった者のうち、前条に記載するつきまとい、不法侵入、SNSトラブル、近隣トラブル等に精通し、当社が専門相談員としてふさわしい能力を有していると判断し、指定した相談員によってなされるものとします。

第6条(利用資格)

本サービスは、会員及びサービス対象者に限り、利用できるものとします。

第7条(利用方法)

1. 会員は、会員規約等に記載された内容等に従って、自らの責任と負担により、本サービスを利用するものとする。
2. ご利用・受付時間は、平日の午前10時から午後6時30分まで(土、日、祝日、年末年始を除く)とします。ご利用・受付時間以外の時間帯は会員専用メールフォームにて受付し、翌営業日以降の対応とします。
3. ご利用・受付時間内の利用方法は原則会員専用ダイヤルからのみとし、健康上の理由等やむを得ない場合を除き、利用資格のある相談者本人からの電話連絡を必須とします。正当な理由なく電話連絡を不可とされる場合、相談を中止することがあります。

第8条(サービス内容)

1. 会員から専用ダイヤル、又は、専用メールフォームで相談・問い合わせのあった、第13条に記載するつきまとい、不法侵入、SNSトラブル、近隣トラブル等に關する相談につき、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行なうものとする。
 - (1) トラブル解決のために必要な措置等の案内、注意点その他初期対応のアドバイス
 - (2) 警察署、行政機関等の専門窓口、専門家等の案内
 - (3) その他トラブル解決のサポートのために必要な情報
2. 本サービスは、弁護士その他の法律専門家によって行なわれる法律相談や法的交渉ではなく、法律相談等以外の情報提供その他の一般的なアドバイスを行なうものであり、何らかの法律事務を提供するものではありません。また、専門相談員が会員に代わって、第三者である相手方との交渉等を行うことは一切ありません。
3. 本相談において、法的相談や法的交渉に及ぶ可能性のある相談については、当社にて弁護士に相談のうえ、その対応の可否を検討するものとする。
4. 本サービスは、第三者によるつきまとい被害、その他会員が管理及び居住する家屋等への不法侵入、SNS利用等に伴うトラブル、近隣の住民や事業者などのトラブルに關する相談であり、下記の事項についての相談は対象外とします。電話相談中、サービス対象外の事項であると当社相談員が判断した場合には、相談を中止する場合があります。
 - (1) 本サービスの会員期間以前に発生したトラブルの相談
 - (2) 解決支援の対象とならない近隣の日常的なトラブルの相談
 - (3) つきまとい行為とは直接関係のない恋愛に關する事項、信仰その他の精神的価値観に關する事項
 - (4) 法令や社会通念に反する事項
 - (5) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項
 - (6) その他、当社が対象外と判断した事項

第9条(相談方法等)

1. 会員は、近隣トラブル解決支援を受けるために、本相談ダイヤルを回数制限等なく利用できます。
2. 近隣トラブル解決支援サービス相談窓口
株式会社ヴァンガードスミス
相談方法: 別途会員へ通知の専用ダイヤル、メールフォームによる
(平日10:00～18:30 ※土、日、祝日、年末年始を除く)

第3章 生活再建費用補償サービス

第10条(サービスの概要)

1. 生活再建費用補償サービスは、東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社、当社を保険契約者とする損害保険契約により、不法侵入に遭われた会員に対し、生活を再建するためにかかる費用

を一定の範囲でお支払いするサービスです。

2. 会員は、生活再建に係る費用の支払いが発生するまでに所定の方法にて申請を行うものとし、既に支払いが発生している場合には本費用負担の対象外とします。詳しくは、本サービス相談窓口にお問合せください。

3. 本サービスが有効な場合に限り、生活再建費用補償サービスが利用可能となります。

第11条(損害保険契約の主な内容)

損害保険契約の主な内容は次のとおりです。

1. 日本国内に住む会員が居住する建物または戸室(以下、対象戸室)の占有部分に対する不法侵入の被害に遭うことによって生じた損害に対して、次の保険金が5万円を限度に支払います。ただし、所轄警察署に被害届が受理された場合に限り、(ア) 保険の対象である家財に生じた損害(損害保険金) (イ) 対象戸室の鍵の交換費用(セキュリティ対策費用保険金(*)) (ウ) 事故の再発防止のためのセキュリティ機器(防犯カメラ、センサーライト、補助鍵、ガラス窓強化フィルム等)の賃借または購入費用(セキュリティ対策費用保険金(*)) (*)事故発生から30日以内に当社に通知され、かつ事故の発生から180日以内に支出した必要かつ有益な費用に限り、(エ) 保険金を支払うのは、会員ごとにサービス加入日から1年ごとに1回を限度とします。
3. 会員が加入している他の損害保険にて本条1と同様の保険金が支払われる場合には、本保険に優先して支払われるものとします。
4. 会員が本条にかかる保険金の支払を請求する場合は、当社での次の事項の確認を必須とします。
 - (1) 警察に受理された被害届受審番号
 - (2) 臨時費用ならびに事故再発防止費用の支出にかかった領収書等の提出

第12条(保険金をお支払いしない主な場合)

1. 次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 本サービス開始日から30日以内に発生した事故による損害
 - (2) 本サービス開始日より前に既に発生していた事故による損害
 - (3) 被害届または申出が警察に受理されていない事故による損害
 - (4) 会員またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - (5) 前記(4)に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - (6) 会員の親族の故意によって生じた損害。ただし、会員に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この規定を適用しません。
 - (7) 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - (8) 下記の物の損害
 - ① 船舶、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
 - ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
 - ③ 携帯電話・ポケットベル等の携帯型通信機器、ノートパソコン・ワープロ等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品
 - ④ 義歯、義足、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの
 - ⑤ 動物および植物
 - ⑥ 印紙、切手
 - ⑦ 通貨等、預貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに準ずるもの
 - ⑧ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずるもの
 - ⑨ 高価貴金属等
 - ⑩ 手形、小切手その他の有価証券
 - ⑪ 法令により会員の所有または所持が禁止されているもの
 - ⑫ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 - ⑬ 乗車券等
 - (9) 下記の事由に起因する損害
 - ① 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象を収容する建物内への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害(以下「吹き込み等損害」といいます)
 - ② 会員または会員側に属する者(会員が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます)の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
 - ③ 土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
 - ④ 保険の対象が対象戸室の建物内に収容されていないときに生じた損害
 - (10) 保険の対象である家財のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害
 - ② 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害
 - ③ 音色または音質の変化の損害
 - (11) 保険の対象である家財のうち、液体、粉体、気体等の流動体に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害に対しては、保険金を支払いません。

サービス
1

全員元警察官の専門相談員による相談窓口

サービス
2

不法侵入被害時の生活再建費用の保険つき



騒音トラブル

子どもの足音・深夜帯の人の声・テレビや音楽等の音など、周囲の部屋からの騒音。



嫌がらせ・迷惑行為

近隣からの嫌がらせ・迷惑行為に対応。些細な衝突がきっかけで、嫌がらせ行為がエスカレートする場合があります。



不法侵入

不法侵入に遭われた方に対して、生活再建費用保険が支払われます。保険会社:東京海上日動火災保険株式会社(支払い条件あり)

※状況を詳しくヒアリングし、状況に応じては正依頼をはじめ、解決に向けた相談サポートや関連機関のご案内等をいたします。

近隣トラブル解決支援



会員様専用お問い合わせ先

専用ナビダイヤル

0570-007-001

平日10:00～18:30 ※土日祝日、年末年始を除く

時間外専用相談受付フォーム

こちらの専用QRコードを読み取り、ご相談ください

※翌営業日以降に順次対応いたします



委託先業者



Vanguard Smith

株式会社ヴァンガードスミス
〒105-0003
東京都港区西新橋 1-1-1 日比谷フォートタワー 10F

第1章 総則

第1条(適用関係)

- この会員規約は、株式会社管理バンク(以下「当社」といいます。)が運営する「管理バンクライフサポート」の会員へのサービス提供及びその利用に関して適用されます。なお、当社は必要に応じて本サービスの提供を当社の業務提携先である株式会社ジジン(以下「業務提携先」といいます)に委託する事があります。
- 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます)を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。
- 会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

第2条(定義)

- 「会員」とは、この会員規約に同意のうえ当社所定の加入申込手続きを行い、当社がこれを承諾した方をいいます。会員希望者は当社の会員となった時点で会員規約に承諾したものとみなします。
- 「サービス対象者」とは、申込者会員本人とその同居人をいいます。
- 「同居人」とは、会員が加入申込時に登録した居住物件(以下「対象物件」といいます)に同居している方をいいます。
- 「対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住居として入会申込時に指定した住居を指します。対象物件は、集合住宅、戸建住宅、賃貸、分譲、(但し、いずれの形態においても専有部室内に限る)を問いません。

第3条(本サービスの利用)

- 会員は、この会員規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
- 会員の同居人も会員と同様に本サービスを利用することができます。ただし、この会員規約または諸規定に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 会員は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人にこの会員規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。
- 会員の同居人がサービス利用した場合は、会員がサービス利用したものとしてみなし、回数制限等の適用もこれに準じて行うものとします。

第4条(会費)

- 会員は本サービスの利用にかかる当社所定の金額を当社へ支払うものとします。
- 会員が前項の当社への支払いを滞っている期間は、本サービスは受けられないものとします。

第5条(登録情報の変更)

- 会員は、当社に届け出た連絡先・住所等の情報(以下「登録情報」といいます。)に変更があった場合、当社指定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。
- 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより会員が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第6条(退会・会員資格の取消)

- 会員の都合により退会を希望する場合には、当社にその旨を退会希望日の 14日前までに届け出るものとします。
- 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
 - 加入申込時に虚偽の申告をした場合
 - 本規約または諸規定の定め違反した場合
 - 不要な問合せや悪質なたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
 - 指定の期日までに入会金および会費の支払いをしなかった場合
 - その他、当社が会員として不適切と判断した場合

第7条(個人情報)

- 当社は、本サービスの申込または利用等を通じて当社が知り得た会員の個人情報(以下「個人情報」といいます)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持って管理するものとします。
- 会員は、会員の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - 会員またはその同居人より依頼を受けた各種サービスを当該会員または同居人に対して提供するため
 - 本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
 - 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - 関連サービスや商品の情報を提供するため
- 当社は、本サービスの提供に関わる業務を業務提携先に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員の個人情報を取り扱わせることができ、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
- 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
 - 個人または公共の安全を守るために緊急の必要があるとき
 - 裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされる場合
 - 当社の権利または財産を保護するために必要不可欠である場合
 - 当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じたとき

第8条(規約の追加・変更)

サービスの運営上、目的の遂行に必要な場合またはその他必要に応じて、会員の承諾または会員への事前通知なく、会員規約を変更することがあります。

第9条(免責)

- 当社は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、会員等に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。
- 当社は、会員がその有効期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益の発生等に関する場合も同様に、一切の責任を負いません。
- 情報の利用については会員に強制するものではなく、利用した責任は会員に帰属するものとします。
- 当社は、その状況等を鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

第2章 現場急行サービス

第10条(内容)

- 対象物件における「現場急行サービス」対象トラブル発生時に、当社専用ダイヤルにて報告し、次の各号のサービスを受けることができます。
 - 対象物件における目に見える範囲の上水・下水トラブルの応急処置サービス
 - 対象物件玄関(共用部を除く)の鍵紛失による解錠作業サービス
 - 対象物件外側に面するガラス破損もしくは交換作業サービス
 - 対象物件における電気設備の応急処置サービス
- 前項のトラブルが生じたときの対応言語は、原則日本語とします。但し、状況によりパンプレット記載の言語での対応も可能です。
- 会員は現場急行サービスを無料で受ける事ができます。但し次の各号の場合、利用者は別途実費を負担する場合があります。
 - 60分を超過した作業の代金(超過時お見積り再提示)
 - 現場駆け付け対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金

- 会員の責に帰すべき事由により、現場急行サービス作業員到着後にキャンセルになった場合のキャンセル料

第11条(利用料金)

- 会員は現場急行サービスを有効期限内において24時間365日、専用のフリーダイヤルで無料にて問い合わせが出来るものとします。但し第10条3項の(1)~(3)に記載する、時間を超過した作業代金、部品交換費や特殊作業が必要になった場合の部品代や作業料金については、別途、会員の実費負担とします。
- 会員が法人の場合、前項の実質負担分の請求先は入居者(個人)及びサービス対象者に対して行います。但し、入居者及びサービス対象者が支払いを拒絶したり、支払いが出来ない状況にある場合には、当社は、その請求を会員である法人に対して行いません。
- 現場急行サービスを受けた後に、二次的な対応が必要となった場合、会員は賃貸人又は賃貸代理人(管理会社)の了承を得た上で、別途有料で当社にサービスを依頼する事ができます。
- 当社は、利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託する事があり、会員はこれを承諾するものとします。

第12条(除外事項)

- 次の場合は現場急行サービスの対象外とします。
- 対象物件以外の場所、および建物共有設備におけるトラブル対応
 - 会員または同居人以外的場合
 - 午後9時~午前9時までの時間帯における破錠による開錠の場合
 - 原状回復に関するトラブルの場合
 - 入居当初からの故障・破損に関するトラブルの場合
 - 利用者が所有する家電製品等に関するトラブルの場合
 - サービス提供時に本人確認ができない場合
 - 災害、天災暴動に起因するトラブルの場合
 - その他当社が不適切と判断した場合

第3章 ガストラブルサポート

第13条(内容)

- 対象物件におけるガスのトラブル発生時に、当社専用ダイヤルにて報告し、次の各号のサービスを受けることができます。但し、当社が直接トラブル解決を図るものではありません。
- 対象室内に付随するガス設備のトラブルの電話によるサポート

第14条(除外事項)

- 次の場合はサービスの対象外とします。
- 対象物件以外の場所、および建物共有設備におけるトラブル対応
 - 会員または同居人以外的場合
 - 当社所定の手続き方法にて申請がなされなかった場合
 - サービス提供時に本人確認ができない場合
 - 入居当初からの故障・破損に関するトラブルの場合
 - その他当社が不適切と判断した場合

第4章 鍵紛失宿泊補助サービス

第15条(内容)

対象物件にて鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブルが発生し解錠ができず、入室ができなかった場合、当社専用ダイヤルを利用して報告し、次の各号の対応サービスを会員

- 1期間中に1回受けることができます。
 - トラブル当日1泊分の宿泊費実費、および宿泊先に向かうために利用した交通費実費を合計で上限10,000円まで補助金として給付

第16条(除外事項)

- 次の場合は鍵紛失補助サービスの対象外とします。
- 対象物件以外の場所、および建物共有設備におけるトラブル対応
 - 会員または同居人以外的場合
 - 当社所定の申請方法にて申請がなされなかった場合
 - その他当社が不適切と判断した場合

第5章 盗難転居支援サポートサービス

第17条(内容)

- 対象物件内(ベランダは除く)において侵入盗難被害に遭い、警察へ被害届を提出し受理され、発生より14日以内に当社専用ダイヤルを利用して報告し、当該盗難被害届受理日より3ヶ月以内に他の物件に転居することを条件とし、盗難転居支援サポートサービスを1期間につき1回受ける事ができます。
- 転居見舞金として100,000円を給付

第18条(除外事項)

- 次の場合は盗難転居支援サービスの対象外とします。
- 対象物件以外の場所、および建物共有設備におけるトラブル対応
 - 警察への被害届が受理されていない場合
 - 会員または同居人以外的場合
 - 会員及び会員の同居人、親族、その他対象物件に出入りする事が可能な者による被害の場合
 - 不在中に施錠していなかった等、利用者の故意や重過失による場合
 - 当社所定の手続き方法にて申請がなされなかった場合
 - その他当社が不適切と判断した場合

第6章 管球交換サービス

第19条(内容)

- 対象物件内における60分以内で実施可能な管球交換作業を、年2回を上限に無料で受けることができます。ただし、60分を超過した作業の代金(超過分ごとにお見積りを提示)については、会員が別途実費を負担するものとします。
- 作業時の新しい管球は会員が事前に用意する事が条件となります。ただし会員が事前に管球を用意していなかった場合は、現場急行サービス作業員が管球を用意し(管球代金は会員の实費負担)日程調整の上、再訪問し取り付け作業を行います。その場合、再訪問に掛かる出張費用は会員の实費負担とします。

第20条(禁止事項)

- 次の場合は管球交換サービスの対象外とします。
- 対象物件以外の場所、および建物共有設備におけるトラブル対応
 - 会員または同居人以外的場合
 - 当社所定の手続き方法にて申請がなされなかった場合
 - サービス提供時に本人確認ができない場合
 - 入居当初からの故障・破損に関するトラブル
 - その他当社が不適切と判断した場合

